

第4部 条例に関するQ & A

I. 産業廃棄物の保管に関するもの

Q1 条例の規制の対象となる産業廃棄物の保管行為とは？

廃棄物処理法第2条第4項に規定する産業廃棄物を排出する事業者が、自らが排出した産業廃棄物を、その排出場所とは異なった100m²以上の土地において保管しようとする行為であり、この規制では、その際はあらかじめ知事に届け出なければならないとしています。なお、面積要件である「100m²以上」とは、廃棄物又は容器が地面等に接する部分の面積ではなく、廃棄物又は容器を置くことが可能な範囲全体の面積で判断します。

Q2 条例の規制対象とならない産業廃棄物の保管とは？

- (1) 産業廃棄物を排出する場所で当該産業廃棄物の保管をする場合
- (2) 廃棄物処理法第15条第1項の許可を受けた産業廃棄物処理施設の敷地内において保管をする場合
- (3) 災害のために必要な措置として、応急的に保管する場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める場合
(産業廃棄物を排出する事業場と同一敷地内で当該産業廃棄物を保管する場合)

Q3 産業廃棄物の保管に関する規制を設けた目的は何か？

産業廃棄物の自己物に関し、排出場所以外での（積替）保管については、廃棄物処理法第12条第1項の産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物にあっては、廃棄物処理法第12条の2第1項の特別管理産業廃棄物処理基準、以下「処理基準」という。）が適用されるものの、保管場所に係る許可・届出等は不要となっており、状況把握がしにくい状態です。また、平成20年度から、排出事業者に対して、処理委託を行った際のマニフェストの交付状況の行政報告が義務づけられていますが、自己物の保管に関しては適用されません。

このような状況にあることから、一定規模についての保管については、不適正な処理に発展するおそれのある行為を監視していくという目的で、届出を義務づけることとしています。

Q4 産業廃棄物の保管を届け出る以外に、どのようなことをしなければなりませんか？

- ① 下記事項の変更の届出
 - (1) あらかじめ届出が必要なもの
 - ・保管しようとする土地の面積
 - ・保管しようとする産業廃棄物の種類及び数量
 - ・保管しようとする土地における産業廃棄物の搬入、搬出及び保管に関する計画
 - ・産業廃棄物の飛散及び流出の防止その他生活環境の保全及び生活の安全の確保のために講ずる措置の内容
 - ・その他規則で定める事項

- (2) 変更があった日から 10 日以内に届出が必要なもの
- ・保管者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
 - ・現場責任者の職名・氏名及び住所
 - ・土地の所有者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- ② 保管の廃止の届出
- ③ 搬入搬出管理簿の作成（状況の記録）と 5 年間の保存

Q5 知事が、保管する者に対して行う命令などには、どのようなものがありますか？

当条例では、知事は、産業廃棄物を保管する者に対して、搬入一時停止命令及び保管者への勧告とその勧告に従わない場合の公表を行うことができることとしています。

まず、産業廃棄物の搬入の継続により、土地周辺の県民の生活環境の保全又は県民の生活の安全確保が損なわれるおそれがあると認めるときに、保管者に対して廃棄物処理法又はこの条例に基づく報告の徴収及び立入検査の結果が明らかになるまでの間（30 日以内）、産業廃棄物の搬入を停止させることができることとしています。

また、処理基準に適合しない産業廃棄物の保管がされている場合は、保管者に対し、その保管が適正に行われるようにするための適切な措置を講すべきことを勧告することができることとし、その勧告に正当な理由なく従わない場合には、勧告を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該勧告の内容を公表することができるとしています。

Q6 土地所有者等にも規制がかかるのですか？

当条例では、廃棄物処理法では明確に規定されていない土地所有者等に対する規制も盛り込んでいます。

まず、処理基準に適合しない産業廃棄物の保管がなされた場合においては、知事は、保管者に対して勧告することができるということは前述しましたが、保管者がその勧告に従わない場合、知事は、当該産業廃棄物の保管が行われている土地の所有者等に対して、当該保管者によって適正保管がなされるようにするための適切な措置をとるよう勧告することができるとしています。この適切な措置とは、ただ単に土地所有者等から保管者へのアプローチをかけてもらうということだけでなく、保管者に資力がないときや、土地所有者等自身があらかじめその処理基準違反の保管について知り得ていたなどの悪意が合った場合などは、土地所有者等自身での対応も含められると考えています。

次に、処理基準に適合しない産業廃棄物の処分がされたときは、当該処分に係る土地の所有者等に対し、県又は関係機関への通報その他地域の生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止などの措置を、また、その所有地等を他の者に使用させる場合であって、当該他の者への警告、県又は関係機関への通報その他不適正な処理の是正及び適正な処理が行われるようするために必要な措置（条例第 4 条第 2 項及び第 3 項に規定する措置）を講ずるよう勧告することができるとしており、この勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告に従わない者の氏名又は名称、住所、当該勧告の対象となった土地の所在及び地番並びに当該勧告の内容を公表することができるとしています。

これについては、土地所有者等が安易に土地を貸して、不適正な事業の用に供されることのないようにするために、土地所有者等の責任についても明確化したものです。

なお、届出対象の保管については、届出の際に、事業者に土地所有者等の事業計画に対する同意があったことを証する書面も提出していただくこととしています。

Q7 「生活環境の保全上」及び「県民生活の安全の確保上」の支障とは？

廃棄物処理法では、「生活環境の保全上」とは、一般的に理解される生活環境に加え、人の生活に密接な関係のある財産又は動植物若しくはその生育環境を含むものを「生活環境」としていて、その保全には、当然人の健康の保護も含まれるとしています。この条例では、「生活環境の保全上の支障」とは、環境に関する法令等で規定している基準に適合しない異臭や浸出汚水や汚泥といったもので、周辺生活環境に多大なる悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合として考えています。また、「県民生活の安全の確保上の支障」とは、産業廃棄物の自己物の一時的な保管について、そのた積行為が不安定であることにより、周辺地域へ重大な影響を及ぼす又はその危険性が存在する場合などを考えています。

Q8 産業廃棄物の保管に係る規制についての経過措置とはどんなものか？

この条例の施行日（平成 21 年 4月 1 日）に条例第 7 条の規定による届出を要する産業廃棄物の保管をしている者は、同条に規定する産業廃棄物の保管をしようとしているものとみなして、平成 21 年 9月 30 日までの 6 ヶ月の間に届出を行うこととしています。